

申請者用

## 公認柔道指導者資格「復活申請」の手続方法

1. お手続き方法は下記の通りです。

◆更新講習会未受講にて失効となっている方

◆指導者資格登録猶予の解除をされる方

1. 都道府県の定める更新講習会を受講して下さい。
2. 以下の資料をご登録されている都道府県柔道連盟（協会）へ郵送またはFAXにてお送り下さい。  
必要書類 ①公認柔道指導者資格「復活申請書」（様式1）  
②更新講習会の受講を証明する書類（写し）
3. 必要書類の内容を確認後、審査・判定を行います。
4. 判定結果が出ましたら、ご登録されている都道府県柔道連盟（協会）を通してご連絡いたします。

2. ご注意ください

- ・過去に「復活申請」を行った方は、復活を認められません。  
（ABC準指導員を通して、1人1回のみ申請できます）
- ・登録不備による「復活申請」は、平成29年1月末で終了しました。今後の申請は受け付けません。（全日本柔道連盟 公認指導者資格登録規程 第6条（2）による）
- ・必要書類の提出から判定までは、お時間がかかることをあらかじめご了承ください。
- ・「指導者資格登録」を有効にするためには、当該年度の全柔連会員登録が必須で毎年継続して指導者資格登録を行っている事が条件となります。